2. 作成の目的

今後の当市をとりまく財政環境は、歳入においては、地方交付税に多少の増加は見込めるものの、歳入の基幹となる市税は、多少の景気回復があったとしてもそれを上回る人口減少や固定資産の評価替えによる税の減少があり、増収は見込めない状況にあります。

一方歳出は、公債費が高止まりの状況が続くことや団塊世代の職員が多数退職することから退職手当の急増が見込まれるとともに、新たな財政負担にも対応しなければならないため、増加することが予想されます。

また、平成19年6月に成立したいわゆる「地方財政健全化法」の枠組みが 適用されることとなり一層緊張感を持った適切な財政運営が求められます。

「地方財政健全化法」は、地方自治体の財政を4つの指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)により判断し、その数値に応じて破綻にあたる財政再生団体と自主的な改善に取り組む財政健全化団体に区分し、早期の段階で財政健全化を促すことにより、地方自治体の財政破綻を防止しようとするものです。

財政再生基準と早期健全化基準の具体的な基準は、本年秋に示されることになっていますが、当市においては、公共下水道事業特別会計の公債費を含む実質公債費比率が高い数値を示しています。

これらの状況を考慮し、平成15年度策定の「中期財政見通し」を見直すこととし、新たに平成19年度から平成22年度までの「中期財政見通し」を作成することとしました。